

佐賀競馬場イルミネーション業務委託仕様書

1 業務名

佐賀競馬場イルミネーション業務

2 目的

令和2年度から佐賀競馬場内にイルミネーションを設置しており、来場者にとって魅力ある施設づくりを進めているところである。今年度においても、本事業にて新たにイルミネーションを設置することで、佐賀競馬場への来場者数の増を図る。

3 業務期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

佐賀競馬場の来場者数の増を目的として、「思わず写真を撮りたくなる」イルミネーションの設置を企画、実施する。

(1) ターゲット

メインターゲット：家族連れの来場者

サブターゲット：SNSへの投稿が趣味の来場者

(2) 設置場所

別紙「装飾エリア」に記載する装飾可能エリアのうち、走路から見えない場所の一部にイルミネーションを設置すること。現在設置しているイルミネーションと連携した形式が望ましい。

(3) 装飾方法

LED電球をはじめとした装飾を用いて、上記設置場所に装飾を施すこと。使用する装飾の種類については特に定めないが、音が発生しない形で運用すること。

装飾にあたっては、「思わず写真を撮りたくなる」仕掛けを施すこと。

(4) 保守・修理

設置したイルミネーションが業務期間中に故障した場合は速やかに修理を実施すること。なお、設置したイルミネーションは業務終了後、当組合に

納品すること。また、業務終了後もイルミネーションの設置は継続することとする。

6 留意事項

- ・業務の遂行にあたっては、事務局と随時打ち合わせをして行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、事務局と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- ・業務の遂行にあたり、第三者（事務局及び業務受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。また、素材全般について、肖像権や施設における許可等問題のないものを使用すること。
- ・業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、事務局に帰属するものとする。ただし、業務受託者が単に使用する場合には、事務局と協議するものとする。業務受託者は、事務局に対して著作者人格権を行使しないものとする。